

総代会

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、剰余金処分の決定、定款の変更、理事・監事

の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代(会員の代表)により運営されます。

また、当金庫では総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会の議案について

総代会では、以下に掲げる事項を議案として付議される事になっております。

- ①決算関係書類の報告、承認 ②役員を選任
- ③定款の変更 ④その他重要事項の決定

尚、2025年6月13日に開催された第102期通常総代会における付議事項は、下記のとおりです。



第102期通常総代会の開催風景

【報告事項】

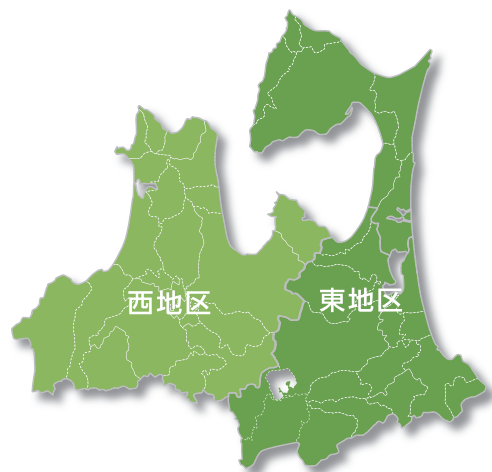
1. 監事による監査報告
2. 第102期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告

【決議事項】

- 第1号議案…第102期剰余金処分案承認の件
- 第2号議案…定款の一部変更の件
 - 1. 従たる事務所廃止に関する件
- 第3号議案…優先出資の一部買入消却の件
- 第4号議案…会員の除名承認の件
- 第5号議案…理事の退任に伴う選任の件
- 第6号議案…監事の任期満了に伴う選任の件
- 第7号議案…退任理事及び退任監事に対する退職慰労金贈呈の件

総代会の概要図

(2025年4月1日現在)



総代会 (最高決議機関)

会員の総意を適正に反映するための制度

- 議決権 一人一票
- 出席会議
 - ①通常総代会 毎年6月
 - ②臨時総代会 必要により随時
 - ③総代懇談会 毎年11月

選任地区	東地区	西地区	合計
総代定数 (現在数)	138名 (138名)	42名 (42名)	180名 (180名)
選考委員	14名	4名	18名
会員数	40,994名	29,246名	70,240名

(注)会員数は2025年3月31日現在の人数です。

総代選考基準

(1) 総代の定数、任期、選任区域について

- ・総代の定数は180人以内とし、任期は3年（始期4月1日、終期3月31日）です。
- ・総代選任区域は2区です。

(2) 総代の選任方法について

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

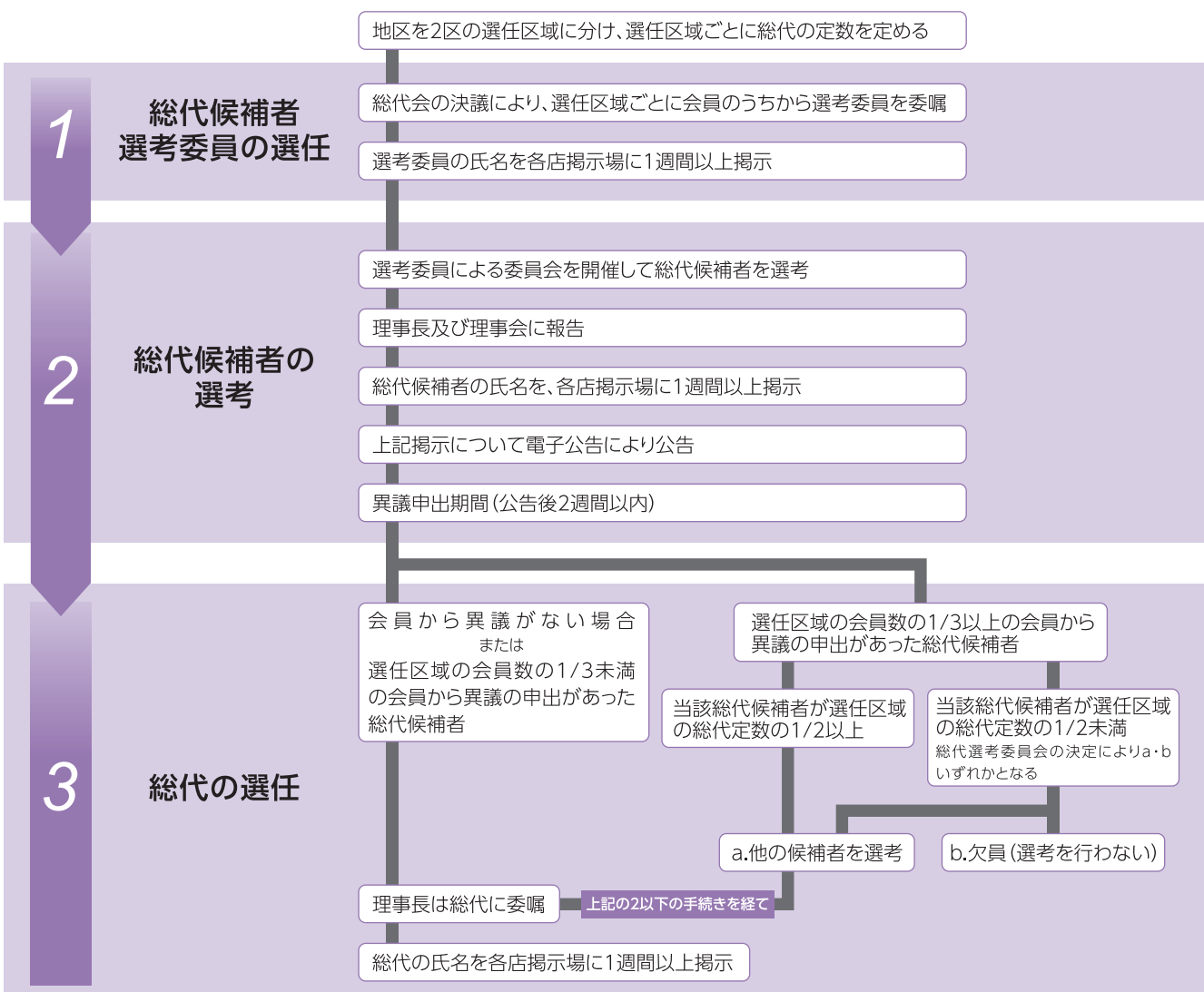
- ① 総代会の決議により会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
(1地区の総代選考委員数は3人以上とする。)
- ② 選考委員会を開催のうえ総代候補者選考委員が総代

候補者を選考する。

(総代候補者の要件は、当金庫の会員で就任時満75歳未満であること。また、地域における信望が厚く、総代として相応しく、良識をもって正しい判断ができる方等とする。)

- ③ 総代候補者の氏名を公告し会員が信任する。
(異議があれば申し立てる。)

総代が選任されるまでの手続について



総代氏名

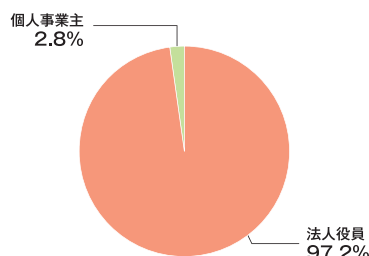
(2025年4月1日現在)

東地区	赤坂 貴博 ④	荒川 三千竹 ③	荒木 整 ⑩	荒瀬 潔 ④	飯田 和雄 ③
	石川 隆大 ②	石鉢 清人 ⑥	石橋 信雄 ⑤	泉 佳樹 ③	泉山 和久 ①
	泉山 晴康 ⑦	一戸 栄司 ⑤	伊藤 智之 ③	今泉 湧水 ⑤	岩谷 浩 ①
	内田 大輔 ⑤	上野 裕泰 ②	大久保 圭一郎 ⑤	大久保 信良 ⑤	大舘 光雄 ⑦
	大西 博 ⑥	大見 義紀 ⑨	小笠原 出 ④	小笠原 金之助 ⑤	小笠原 利克 ③
	小笠原 豊重 ⑦	小笠原 雅昭 ⑥	小澤 一雅 ④	小沢 智利 ③	小田 正徳 ①
	音喜多 泉 ③	小野寺 正勝 ③	小野寺 泰博 ⑥	於本 正 ⑦	柿崎 隆雄 ⑥
	角田 徹 ①	柏崎 尚久 ⑥	片野 治 ⑥	金入 健雄 ⑤	川口 雅英 ①
	川村 彰男 ③	河村 泰輔 ①	河村 俊一 ⑦	川村 義明 ③	菊池 陽子 ⑦
	北村 春彦 ③	木戸 征二 ③	木下 哲造 ①	木村 元春 ④	工藤 義隆 ⑧
	梶原 大輔 ⑥	久保 隆明 ⑤	熊谷 圭之輔 ①	倉成 磨 ⑥	小井田 和哉 ③
	小林 幹夫 ③	小向 勲 ⑦	小向 龍悦 ⑥	小村 彰夫 ⑥	小村 龍也 ④
	神 純哉 ①	坂本 憲昭 ⑤	佐々木 光三 ⑧	佐々木 茂喜 ③	佐々木 俊彦 ⑥
	佐々木 伸夫 ①	佐々木 佳弘 ①	佐藤 修一 ④	佐藤 準 ⑥	澤口 誠介 ①
	澤藤 孝之 ②	地代所 久恭 ⑥	島守 秀喜 ④	嶋脇 隆司 ③	下久保 和成 ⑤
	菅原 章夫 ⑦	杉村 鉄也 ③	杉山 徹 ⑧	関 勇蔵 ⑨	高橋 勢治 ⑥
	高橋 誠 ②	滝田 隆 ⑤	竹ヶ原 治 ⑥	竹ヶ原 直大 ②	武輪 俊彦 ⑧
	田島 一史 ⑥	田島 理成 ①	田中 一男 ③	田中 一也 ③	田中 常浩 ⑦
	田名部 厚子 ③	田村 嘉章 ③	塚原 安雅 ⑩	附田 久志 ③	敦賀 一俊 ⑦
	寺沢 学 ①	寺下 一之 ⑧	照井 伸良 ③	田頭 初美 ⑦	中里 明光 ③
	中里 義範 ④	中沢 智善 ②	中野渡 聖賢 ⑥	中村 昭則 ⑨	中村 章二 ⑥
	中村 泰浩 ①	中山 かおる ③	野田 一夫 ⑧	橋本 八右衛門 ⑥	八田 守立 ⑥
	平野 薫 ①	深川 修一 ⑥	福原 博之 ⑤	二ッ森 茂 ④	古舘 一郎 ②
	松倉 恒廣 ⑤	松田 智司 ④	円子 徳通 ①	三浦 隆宏 ③	三浦 正明 ①
	水尻 健児 ③	溝口 秀秋 ⑦	村林 達也 ⑧	森 清 ①	守田 功 ③
	盛田 英明 ⑥	谷地 充晴 ①	山内 一晃 ④	山内 健司 ⑧	山子 則男 ④
	山崎 隆男 ⑧	山道 秀明 ⑤	横町 俊明 ⑦	吉田 真人 ⑤	吉田 昌弘 ①
	吉野 剛一郎 ⑥	若山 忠義 ⑦	渡辺 宏 ⑥		
西地区	阿保 真仁 ⑤	阿保 康雄 ⑥	石田 憲久 ⑥	大高 昌彦 ①	大西 康弘 ⑨
	小山内 眞 ③	小野 均 ⑧	勝又 祐人 ③	川村 幸生 ⑤	工藤 晃一 ③
	工藤 佳伸 ④	古川 博徳 ④	小林 学 ③	三枝 慎太郎 ③	齋藤 純一 ③
	佐々木 拓朗 ①	佐藤 仙人 ④	鹿内 繁正 ⑪	鹿内 麻矢 ①	白川 秋徳 ⑥
	須郷 一保 ⑤	外川 輝和 ③	高野 悟 ⑫	鳥谷部 繁次郎 ⑤	永澤 学 ②
	中村 公成 ①	中谷 正造 ⑤	成田 直美 ①	西田 文仁 ①	芳賀 昌隆 ⑥
	箱田 鐵雄 ③	福士 総子 ①	本間 秀一 ⑦	三上 鉄則 ③	南 直之進 ③
	村上 勝美 ①	村上 末次 ⑨	森内 忠良 ③	八木沢 健一 ⑩	山田 真一 ①
	山本 徳光 ①	吉田 智 ①			

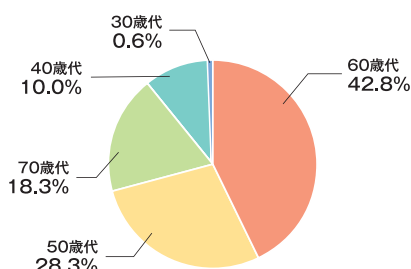
※氏名の後ろの数字は総代への就任回数です。

○ 総代の属性別構成比

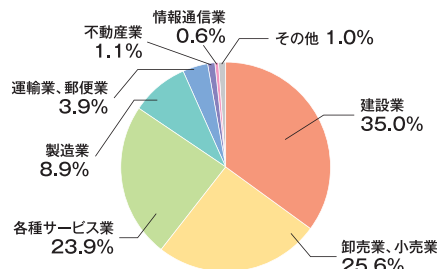
職業別構成比



年齢別構成比



業種別構成比



※業種別の構成比は、法人役員、個人事業主に限った構成比です。

役員・組織図

役員・執行役員一覧

(2025年6月13日現在)



役員

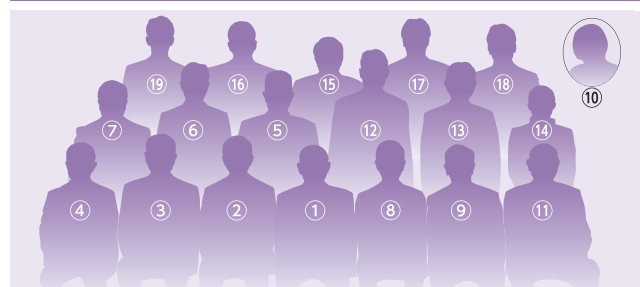
(2025年6月13日現在)

役職名	代表非代表	常勤非常勤	氏名	写真番号
理事長	代	常	益子政士	①
副理事長	代	常	橋もと善太	②
常務理事	非	常	今つる鶴富	③
常務理事	非	常	ばんだい治郎※1	④
理事	非	常	つさ月舘智輝	⑤
理事	非	常	岡崎俊雄	⑥
理事	非	常	高木淳	⑦
理事	非	非	いしづもと修明※1	⑧
理事	非	非	はちのへしん一※1	⑨
理事	非	非	あみうらもこ子※1	⑩
理事	非	非	たかばやしひさ典※1	⑪
監事	非	常	ながのけん一	⑫
監事	非	非	むらむらじゅ樹※2	⑬
監事	非	非	ももりのみどり※2 (大坂みどり)	⑭

※1 職員外理事です。 ※2 信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

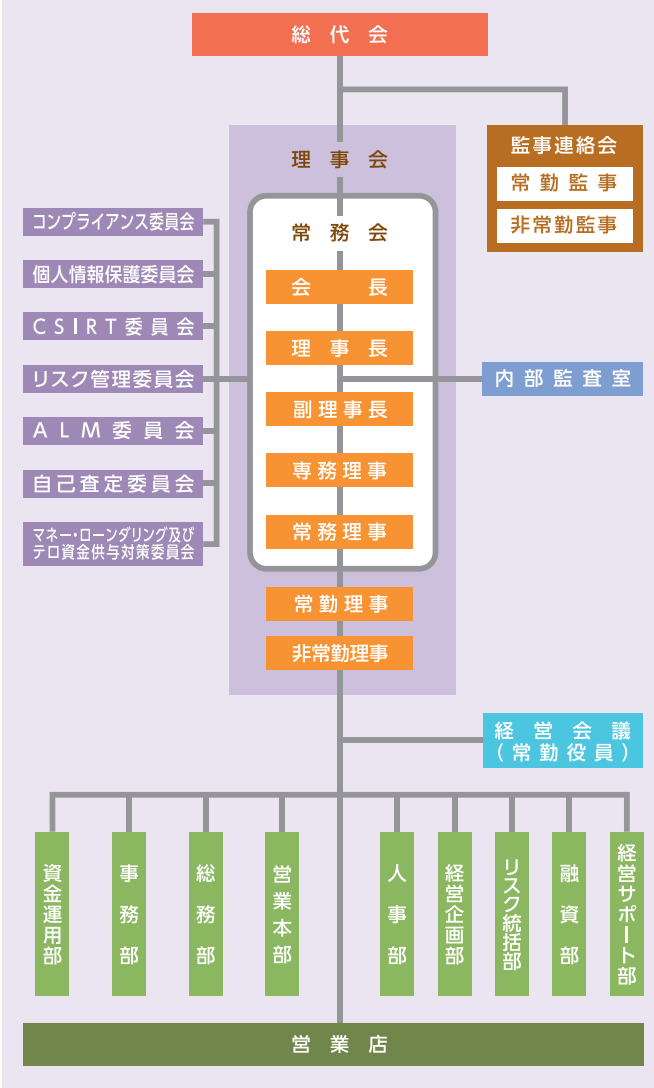
執行役員

役職名	氏名	写真番号
執行役員 融資部長	おくかわりゅう 隆一	⑮
執行役員 リスク統括部長	まつもと 紀信	⑯
執行役員 内部監査室長	きむら 修正	⑰
執行役員 本店営業部長	ねじょう 秀樹	⑱
執行役員 資金運用部長	きだち 嘉志	⑲



青い森信用金庫組織機構図

(2025年6月13日現在)



リスク管理とコンプライアンス体制

リスク管理体制について

金融機関業務の多様化・高度化に伴い、金融機関が直面しているリスクも、ますます多種多様になっております。こうした環境の下、当金庫では、リスク管理を経営の重要課題と位置づけた上で、経営に関わるすべてのリスクを総体的に捉え、適切なリスク・テイクとリスク・コントロールを行い経営基盤を強固なものとするため、「統合的リスク管理態勢」の充実・強化を図っております。主管部署や管理手法等を定

めた管理方針・管理規程をリスクごとに策定し、定期的な分析と計量化により各リスクを把握・管理するとともに、リスク管理委員会を定期的に開催し、重要事項は理事会への付議・報告を行うなど、金庫全体としてリスクをコントロールするよう努めております。

信用リスク管理

信用リスク 金融機関が持つ最も基本的なリスクで、主に企業や個人への貸出が回収不能または利息の継続的支払が不能になり、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、審査部門と各営業店において的確な審査・管理を行っております。特に、健全性向上をめざして、小口多数取引を進め、大口融資の案件は融資審査会がチェックを行います。

また、内部研修の実施や外部研修への派遣、本部による営業店指導など、融資審査能力の向上を図っております。

市場リスク管理

市場リスク 資産（貸出、有価証券など）・負債（預金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格の変動がもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」などのリスクをいいます。

当金庫では、市場リスクに対応するため、ALM（資産負債総合管理）委員会において、経済や市場金利の動向を勘案しつつ、運用・調達を確認しております。また、リスク管理委員会において、リスク量の増減や自己資本に与える影響等を計測し管理を行っております。

流動性リスク管理

流動性リスク 予期せぬ資金の流出などにより必要な資金が確保できなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされ損失を被るリスク、および市場の混乱等により市場において取引ができなくなる場合や、通常よりも著しく不利な価格での取引により損失を被るリスクをいいます。

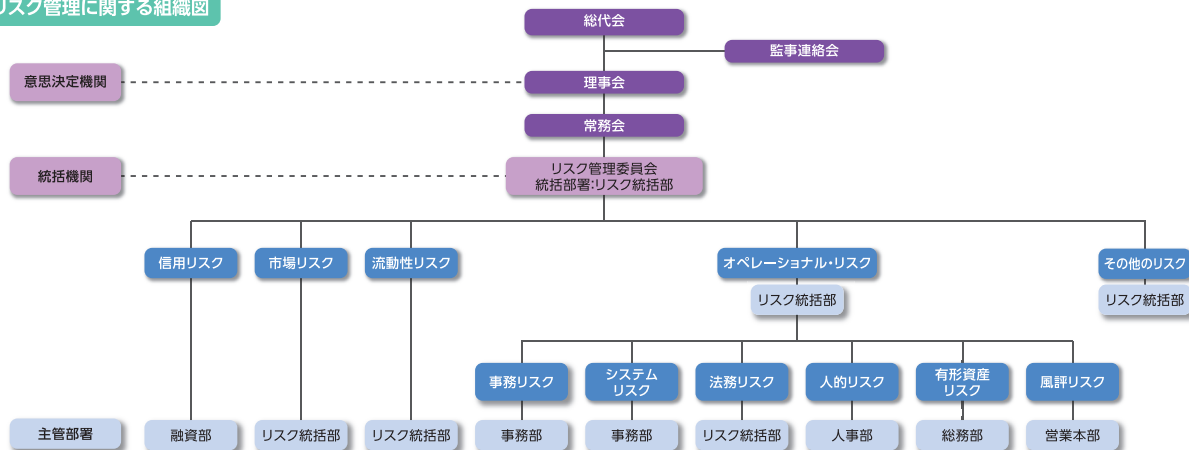
当金庫では、運用と調達のバランスに最善の注意を払い、常に余裕を持った資金管理を行うなど、十分な支払資金の確保に努めております。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスク 業務の過程、役職員の活動またはシステムが不適切であること、もしくは外部要因により損失を被るリスクをいいます。事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクなどの総称です。

当金庫では、主管部署において適正な業務運営を図る中で、適切な管理態勢の整備とリスクの軽減に向けた取り組みを進めております。

リスク管理に関する組織図



リスク管理とコンプライアンス体制

コンプライアンス(法令等遵守)体制について

コンプライアンスとは、「法律や社会規範を遵守する」ということです。

当金庫では、コンプライアンスを経営の重要課題と位置づけ、経営トップ以下全役職員が、日々の業務活動のなかでコンプライアンスを着実に実践することが、お客様から一層信頼されるための基本として真剣に取り組んでおります。具体的には、

組織

法令等遵守に関する諸問題を一元的に管理・把握し、的確かつ迅速に対応するため「コンプライアンス委員会」を常設機関として設置しております。また、リスク統括部は統括部署としてコンプライアンスに係る企画・立案・推進を行い、各部署・営業店がより円滑に連携を図れる体制としております。

また、コンプライアンスの教育・啓蒙及び法令等遵守を徹底するため、すべての部室店でコンプライアンス担当者を任命し本部と営業店がより円滑に連携を図れる体制としております。

取組

当金庫では、より高いコンプライアンスの実現のため継続的に具体的な実践計画を立て、地域社会やお客様から一層信頼され安心してお取引いただける「青い森しんきん」として、コンプライアンス態勢の充実強化に積極的な取り組みをしております。

2025年度については、

- ① 不祥事件再発防止の徹底・牽制機能の強化
 - ② コンプライアンス・マインドの醸成
- を重点に取り組んで参ります。

苦情処理措置・紛争解決措置等への対応について

苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に対応するため、内部管理体制等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めております。苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署とも連携を図り、迅速・公平かつ適切にお申し出の解決に努めております。苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店またはリスク統括部(フリーダイヤル:0800-080-5100)にお申し出いただくか、当金庫ホームページからのお問い合わせをご利用ください。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等をご利用いただく方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫リスク統括部」にお尋ねいただくか、上記の東京三弁護士会の各ホームページをご覧ください。

個人情報保護について

当金庫は、お客様の情報を適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取り扱いやお客様の同意を得ることなく外部への提供は行いません。また、お客様の情報を正確に保つよう努めるとともに、情報の不正アクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じております。

なお、当金庫の個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)は次のとおりです。

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども青い森信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放青森県民会議、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策基本方針

青い森信用金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」という。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針
当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。
経営陣は、マネロン等対策の重要性を認識し、その対策に主体的かつ積極的に取り組みます。
2. 管理態勢
当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の主管部を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。
3. リスクベース・アプローチ
リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。
また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。
4. お客さまの管理方針
新規取引開始時及びお客さま情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。
また、当金庫がお客さまや取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。
なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証跡資料等の提出を求めます。
5. 疑わしい取引の届出
営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、お客さまの申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。
6. 経済制裁及び資産凍結の措置
取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。
7. 役職員の研修
マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。
8. 実効性の検証
マネロン等リスク管理態勢について、主管部による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的の実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。
9. お客さまからの理解促進
新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等についてお客さまから理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。